



2020年7月28日

各 位

会社名 株式会社 プラコ一
代表者名 代表取締役社長 黒澤 秀男
(JASDAQ・コード6347)
問合せ先 取締役執行役員 総務・経理部部長
早川 恵
電話 048-798-0222

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主から、臨時株主総会の招集請求に関する2020年7月10日付（但し、不備がありましたので補正後の書面を同月27日に受領いたしました。）の書面を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

本請求をした株主は、有限会社フクジュユーポレーションです。

同社は、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。

2. 請求の内容

(1) 株主総会の目的である事項

議題1 買収防衛策廃止の件

議題2乃至5 取締役4名（黒澤秀男氏、平石昌之氏、早川恵氏及び小沢剛司氏）解任の件

議題6 定款一部変更の件

議題7 取締役5名（古野孝志氏、菊池敏文氏、箱崎義則氏、富家友道氏及び鈴木敏氏）選任の件

(2) 招集の理由

別紙をご参照ください。

3. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応の方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第、速やかに開示いたします。

以 上

別紙

令和2年7月10日

〒339-8558

埼玉県さいたま市岩槻区笛久保新田550番地

株式会社プラコー

代表取締役社長 黒澤 秀男 殿

(請求人)

東京都中央区日本橋蛎殻町

1丁目38番6号

有限会社フクジュコーポレーション

代表取締役 井手 和成

臨時株主総会招集請求書

当社は、株式会社プラコー（以下「貴社」といいます。）の発行済株式総数の100分の3以上である計303,700株の普通株式を6箇月前から引き続き有する株主であり、会社法297条1項に基づき、下記のとおり貴社の臨時株主総会の招集を請求します。

記

第1 株主総会の目的である事項

- 議題1 買収防衛策廃止の件
- 議題2 取締役 黒澤秀男氏 解任の件
- 議題3 取締役 平石昌之氏 解任の件
- 議題4 取締役 早川 恵氏 解任の件
- 議題5 取締役 小沢剛司氏 解任の件
- 議題6 定款一部変更の件
- 議題7 取締役 5名選任の件

第2 招集の理由

1 本請求に至った理由

貴社は、プラスチック加工機の専業メーカーとして、市場をリードする新機能・高品質・高付加価値商品について優れた開発力を有しております。より一層の飛躍の可能性を十分に有していると考えております。その一方、貴社が属するプラスチック加工業界は、その適用分野に広がりを見せつつ、社会におけるエコ意識の浸透によって再利用・有効利用へのニーズがより一層高まるなど、絶えず、変化及び進化が求められる事業環境にあるといえます。そのため、貴社にとって、現経営体制の維持を図ろうと、過度に保守的ないし閉鎖的な経営を選好する人物は、貴社のより一層の飛躍の機会を不恰當に妨げ、いずれは貴社の衰退を招くこととなるため、貴社の取締役として適任ではないと考えます。

その点、後記2で述べるとおり、貴社の取締役は、買収防衛策の導入を積極的に

進め、また、貴社の貴重な資金を利用して、自ら若しくは従業員らに貴社の株式を取得させるなどして、現経営体制による閉鎖性を維持することに終始し、保身に及んでいると評価せざるを得ません。したがって、現取締役によるガバナンス体制には大きな問題があり、このような状態を放置したままで、貴社の株主共同の利益が害されるおそれが高いと考えます。

また、昨今、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の重要性が声高に叫ばれ、令和元年12月に公表された経済産業省主催のアンケート調査によれば、国内外の主要な投資運用機関のおよそ95%以上がESG情報を投資判断や議決権行使などのエンゲージメントに活用しているとの結果も出ているところであり、貴社の更なる成長の実現に当たっては、ガバナンス体制の改善・強化とともに、環境分野への積極的な取組と貢献についても重要な要素になるものと考えます。

その点、貴社の直近期（令和2年3月期）のリサイクル装置事業の売上高は、前期比9.6%減と低迷しており、貴社にとって、プラスチック再生関連の分野は、今後、注力すべき課題の一つであると考えられるところ、同事業の成長及び発展に寄与することが期待できる人材を取締役として選任することが必要であると考えます。併せて、貴社の業務の更なる効率化を図るべく、IT化及びIOT化の推進を図ることを期待できる人材についても、取締役として選任することが必要であると考えます。

以上の理由から、当社は、前記第1の各議題を会議の目的とする臨時株主総会の招集請求を行ったものであります。

2 株主提案の内容について

（1）議題1：買収防衛策廃止の件

【議案の要領】

令和2年6月25日開催の定時株主総会において導入された「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を廃止するものであります。

【提案の理由】

上記買収防衛策は、もっぱら現経営陣による支配権の維持・強化を図ることを目的として導入されたものであり、当該買収防衛策が導入されたことで、潜在的な投資者による貴社の買収ないしそれに伴う株式取得の機会が、事実上排除されてしまっています。株主は会社から得られる取り分が約束されていない代わりに、取締役の選解任権等の行使を通じて会社経営をコントロールするのが株式会社の基本的枠組みといえます。そして、上場会社では、買収の可能性が潜在的に存在するからこそ、取締役は効率的な経営をして株価を高めるように動機づけられ、日ごろから緊張感をもって職務に取り組むことが出来る結果、効率的な会社経営、ひいては株主価値の向上につながると考えられます。その点、貴社の株主構成は、他の上場会社と比べても比較的分散保有されている状態にあるため、株主のコントロール権を実行あらしめるためには、普段は分散保有されている株式が、ときには、特定人の元に集中し、コントロール権が実際に行使される可能性が開かれている必要があるといえます。したがって、当該買収防衛策は、貴社の経営改善の機会、取締役の会社経営に対する規律効果を奪うものであること、また、その結果として、貴社の株価の上昇を妨げるものであることから、直ちに廃止すべきであると考えます。

(2) 議題2から議題5：取締役黒澤秀男氏、取締役平石昌之氏、取締役早川恵氏
及び取締役小沢剛司氏解任の件

【議案の要領】

取締役である黒澤秀男氏（議題2）、平石昌之氏（議題3）、早川恵氏（議題4）及び小沢剛司氏（議題5）をそれぞれ解任するものであります。

【提案の理由】

上記1で述べたとおり、貴社は、プラスチック加工機の専業メーカーとして、市場をリードする新機能・高品質・高付加価値商品について優れた開発力を有しております。より一層、飛躍できる可能性を十分に有していると考えております。その一方、貴社が属するプラスチック加工業界は、その適用分野に広がりを見せつつ、社会におけるエコ意識の浸透によって再利用・有効利用へのニーズがより一層高まるなど、絶えず、変化及び進化が求められる事業環境にあります。そのため、貴社にとって、現経営体制の維持を図ろうと、過度に保守的ないし閉鎖的な経営を選好する人物は、貴社のより一層の飛躍の機会を不當に妨げ、いずれは貴社の衰退を招くこととなるため、貴社の取締役として適任ではないと考えます。

その点、上記（1）の提案理由でも述べたとおり、貴社は先般、買収防衛策を導入しているところ、現取締役である黒澤秀男氏、平石昌之氏及び早川恵氏の3名は、当該買収防衛策の導入を積極的に提案した人物であり、会社の基本的枠組みである株主のコントロール権を排除し、自らの支配権の維持を図り、閉鎖的な経営を選好していることが窺えます。

そして、貴社の有価証券報告書によれば、平成29年3月期以降、当該取締役ら3名の貴社株式の保有数も年々増加傾向にあることが認められます。具体的には、令和2年3月末時点において、黒澤氏は平成29年3月末時点から53,817株の増加、平石氏は平成29年3月末時点から27,526株の増加、早川氏は平成31年3月末時点から13,394株も増加していることが認められます。その一方、取締役に対する役員報酬も年々増額の傾向にあります。具体的には、社外取締役を除く3名（令和2年3月期は4名に支給されておりますが、これは期の途中で取締役1名に異動があったためで、実質は3名です。）の取締役に対する役員報酬の総額は、平成29年3月期が47,550千円であったのに対し、平成30年3月期が62,700千円、平成31年3月期が66,356千円、そして、令和2年3月期に至っては、83,029千円にまで膨らんでおります。また、貴社は、平成30年6月に、取締役に対する株式報酬制度を月額報酬とは別枠で導入しておりますが、言うまでもなく、これらはいずれも取締役会において決定ないし提案されたものであります。そのため、当該取締役らは、貴社から高額の役員報酬を受け取ることによって、これを原資として貴社株式を追加取得し、また、株式報酬の形で貴社から直接株式の交付を受けることにより株式数を積み増すことで、貴社に対する支配的地位をより強固にすることを企図していると考えられます。

さらに、有価証券報告書の記載によると、貴社は、平成29年3月期において、新たに従業員持株会（従業員持株ESOP信託）制度を創設し、約95,000株を同持株会に取得させることとしています（令和2年3月末時点で既に「プラニー従業員持株会」名義で64,806株、「信託E口」名義で34,500株が取得されています。）。さらに、貴社は、当該制度とは別で、平成30年11月には従

業員に対する株式報酬制度を導入し、それ以降、平成30年12月に45,386株を、平成31年12月には24,820株を従業員らに付与していることが認められます。当該株式には30年間の譲渡制限が付されており、少なくとも貴社の在職中は原則として第三者への譲渡が禁止されているため、上記の従業員持株会が保有する株式と同様、その議決権行使については、事実上、現経営陣によるコントロールが可能であると言わざるを得ません。そのような制度の内容及び導入時期に鑑みれば、株主ないし従業員の利益向上を目的としたものであるとは到底認められず、まさしく自分たちの支配権の維持強化を企図して、現経営陣が本制度を導入したことは明らかです。しかも、貴社は、上記取締役及び従業員の株式報酬制度の採用に伴い、もっぱら取締役及び従業員に報酬として自己株式を交付する目的で、平成30年8月27日、令和元年5月14日及び令和2年4月27日開催の各取締役会決議に基づいて自己株式を取得しているにも関わらず、当該決議に係る適時開示（自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ）のいずれについても、自己株式の取得理由として、「経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため。」とだけ記載して、取締役及び従業員に対して交付する目的で自己株式を取得することについて、一切触れられておりません。例えば、貴社は、令和元年5月14日の取締役会決議に基づいて、同年10月までに合計62,600株の自己株式を取得している一方、同年12月には取締役及び従業員に対して、合計66,685株の自己株式を報酬として付与しており、貴社は当初から取締役及び従業員に交付する目的で自己株式を取得することが明らかであり、そこには「株主還元の強化」などといった意図は微塵も窺うことができず、むしろ現経営陣の後ろめたさや秘密裏に支配権の強化を図ろうとする意図が垣間見れてしまうものであり、適時開示に虚偽があると言われてもやむを得ないと考えます。

このように、上記取締役ら3名は、買収防衛策の導入を積極的に進め、また、貴社の貴重な資金を利用して、自ら若しくは従業員らに貴社の株式を取得させるなどして、現経営体制による閉鎖性を維持することに終始し、保身に及んでいると評価せざるを得ません。このような状態を放置したままでは、貴社の株主共同の利益が害されるおそれが高いことから、当社は、今回、外部株主を代表して、当該3名の解任を提案するものであります。

また、社外取締役である小沢剛司氏においては、弁護士として社外取締役の地位にありながら、上記取締役3名による保身的な行為を咎めることなく放置、若しくは、積極的に後押しした責任があると考えられ、今後、同氏に効果的なガバナンスの発揮を期待することは困難であることから、併せて同氏についても、取締役の解任を提案するものであります。

（3）議題6：定款一部変更の件

【議案の要領】

議題2から議題5までの各株主提案が承認可決されなかったこと（定足数を満たさなかった場合を含む）を条件として、定款（第17条第1項）の一部について、以下のとおり変更するものであります。

（現 行）

当会社の取締役は5名以内とし、株主総会において選任する。

(変更後)

当会社の取締役は9名以内とし、株主総会において選任する。

【提案の理由】

貴社の取締役が株主共同の利益を実現することができる布陣になつていいないと思われるため、貴社の経営体制の刷新が図られるまでの暫定期間中に限る変更とし、当該暫定期間経過後は、定員を少なくするため、再度の定款変更を行う予定です。

(4) 議題7：取締役5名選任の件

【議案の要領】

議題2から議題5までの全ての株主提案、若しくは、議題6の株主提案が承認可決されることを条件として、貴社の経営体制の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの充実を図るために、以下の候補者5名を貴社の取締役及び社外取締役として新たに選任するものであります。

①取締役候補者1

(氏名・生年月日)

古野孝志・昭和30年7月26日生

(略歴)

昭和55年 4月 新日本製鉄株式会社 入社

昭和62年 4月 日興証券株式会社 入社

平成13年 7月 エブリディ・ドット・コム株式会社（現阪急キッチンエール）取締役

平成18年 7月 株式会社GCIキャピタル 執行役員

平成23年 1月 スリープログループ株式会社（現ギグワークス株式会社）
取締役副社長

令和元年 6月 東京日産コンピュータシステム株式会社 取締役（現任）

(取締役候補者として提案する理由)

古野氏は、大手鉄鋼会社及び大手証券会社にて勤務した後、上場企業を中心に数多くの取締役を経験しており、経営者としての知識と経験を十分に備えた人物であります。上場企業体のマネジメントやオペレーション、ビジネスネットワークなどの面において、貴社への貢献が期待できるのはもちろんのこと、古野氏は、情報処理に関する国家資格を有するなどIT関係にも精通しているため、貴社におけるAI化及びIoT化促進の一躍を担える人物として、貴社を大きくバージョンアップさせることができます。以上を踏まえ、貴社におけるガバナンス体制の強化及び今後の成長・発展の両面から即戦力として期待できる人物として、古野氏を貴社の新たな取締役候補者として提案します。

②取締役候補者2

(氏名・生年月日)

菊池敏文・昭和30年4月28日生

(略歴)

昭和53年 4月 創成商事株式会社 入社

昭和57年 9月 株式会社ツーゲント 取締役総務部長就任

昭和61年 5月 株式会社木下フレンド 入社 業務部配属

平成11年 4月 同社取締役業務部長 就任
平成20年 4月 同社常務取締役 就任（現任）
平成21年 4月 株式会社木下フレンド（船橋） 取締役就任（現任）
(取締役候補者として提案する理由)

菊池氏は、廃棄物処理及びプラスチック再生事業を営む株式会社木下フレンドにおいて、30年以上に亘り、同事業に携わっており、現在は同社の常務取締役を務める人物であります。昨今、ESG投資の重要性が声高に叫ばれる中、貴社の直近期（令和2年3月期）のリサイクル装置事業の売上高は、前期比9.6%減と減少傾向にあります。貴社にとって、プラスチック再生関連の分野は、今後、注力すべき課題の一つであると考えられるところ、菊池氏がこれまでに培ってきた知識、経験及びネットワークは、貴社の事業との間に親和性ないしシナジーがあると考えられ、今後の貴社のマーケット拡大が期待できます。また、菊池氏は、取締役としての経験も長く、経営管理全般についての知識及び経験も豊富にあります。以上を踏まえ、貴社におけるガバナンス体制の強化及び今後の成長・発展の両面から即戦力として期待できる人物として、菊池氏を貴社の新たな取締役候補者として提案します。

③取締役候補者3

（氏名・生年月日）

箱崎義則・昭和39年6月6日生

（略歴）

昭和62年 4月 プラスチック工業株式会社
(現カナフレックススコーポレーション株式会社) 入社

平成26年 4月 同社製造部 次長（～令和元年8月）

（取締役候補者として提案する理由）

箱崎氏は、30年以上に亘り、工業製品・工業資材メーカーの製造部門に勤務した経験を有しており、製造業における実務はもちろん、生産管理、品質管理等の管理業務全般に精通している人物であります。また、アメリカや、中国にも駐在経験があり、国外の取引を拡大するための販路も有しております。そのため、箱崎氏は、貴社の製造部門の責任者として適任であり、また、国外の取引を拡大するうえで、即戦力として期待できることから、同氏を貴社の新たな取締役候補者として提案します。

④取締役（社外取締役）候補者4

（氏名・生年月日）

富家友道・昭和31年6月7日生

（略歴）

昭和58年 4月 Arthur Andersen MICD Tokyo 入社

平成 8年 9月 同社 Partner 北アジア金融市場部門ヘッド兼北アジア金融機関経営戦略部門ヘッド、リスク管理コンサルティンググローバルヘッド

平成10年 9月 金融監督庁 参事 官房企画課担当、
バーゼル委員会日本政府代表

平成13年 4月 朝日アーサー・アンダーセン Partner 金融機関部門日本ヘッド

平成17年10月 みずほ証券株式会社 経営企画グループ CIO部長
平成19年 4月 同社 IT戦略室長兼BCP室長
平成23年 4月 同社 IT本部本部長代理
平成28年 1月 三井住友アセットマネジメント株式会社 経営企画、
事務システム戦略担当理事
令和元年 9月 マイクロナイズ株式会社 代表取締役（現任）

（社外取締役候補者として提案する理由）

富家氏は、長く金融業及び企業コンサルティング業に携わり、国内外を問わず、金融及び会社経営の分野に関する深い経験と見識を有しております。また、同氏はITについても得意分野としており、貴社の課題の一つであるIT化の推進に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。さらに、同氏は、金融監督庁での勤務経験及び経営者としての経験も有しております、貴社のガバナンス経営の一躍を担う存在となることも期待されます。以上より、富家氏は、今後の貴社の発展に大きく貢献できるとともに、健全な会社経営のため、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことも期待できることから、社外取締役として適任であると考えます。

⑤取締役（社外取締役）候補者5

（氏名・生年月日）

鈴木敏・昭和23年6月6日生

（略歴）

昭和43年 6月 警視庁巡査 拝命
昭和58年 1月 三鷹署勤務 刑事課 巡査部長
昭和63年11月 捜査第二課勤務 第四知能犯担当 巡査部長
平成14年 3月 高井戸署勤務 刑事課長代理 警部
平成16年 3月 捜査第二課勤務 企業犯・汚職担当 警部
平成21年 3月 同退職 警視
平成22年 4月 株式会社グオ顧問就任（～平成28年3月）

（社外取締役候補者として提案する理由）

鈴木氏は、上記略歴にあるとおり、警察官として、約40年に亘って、数々の現場を経験し、その職を勤め上げた人物であり、とりわけ、知能犯や企業犯に係する現場経験を豊富に有しております。また、退職後には、当該経験を買われて一部上場企業の顧問を約6年間務めるなど、企業コンプライアンスの推進を実践した経験も有しております。このように豊富な経験を有する鈴木氏は、今後の貴社の発展に大きく貢献できるとともに、健全な会社経営のため、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことも期待できることから、社外取締役として適任であると考えます。

第3 招集の請求

以上、当社は本書面到達の日から8週間以内の日を総会開催日とする貴社の臨時株主総会を招集するよう請求します。

以上